

第5編 災害復旧復興対策関連資料

資料5-1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業

復旧事業名	根拠条例	府関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・湛水排除事業	3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭	環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 教育庁 住宅まちづくり部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 健康医療部 健康医療部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部
農林水産業に関する特別の助成 ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の還償期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部
その他の財政援助及び助成 ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額 への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	16条 17条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条	教育庁 教育庁 健康医療部 福祉部 都市整備部 住宅まちづくり部 総務部、教育庁、 都市整備部、環境農林水産部 商工労働部

資料５－２ 災害援護資金

被 害		金 額
療養に要する期間が おおむね1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負 傷」という。）がある場合	家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合。	150 万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270 万円 (350 万円)
	住居が全壊した場合	350 万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170 万円 (250 万円)
	住居が全壊した場合（下欄に該当する場合を除く） （被災した住居と立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250 万円 (350 万円)
	住居の全体が滅失又は流出した場合	350 万円

資料５－３ 被災者生活再建支援制度のしくみ

